

（仮称）総合子どもセンター分室の整備について

1 施設整備の位置づけ

区は、2021 年度に、児童相談所機能を含む（仮称）総合子どもセンターを開設し、子ども・教育にかかる専門性の高い相談支援・指導・措置等、切れ目のない支援を迅速、的確、総合的に展開することとしている。（仮称）総合子どもセンター分室（以下、「分室」という。）では、（仮称）総合子どもセンターが展開する児童相談所機能の一つである、子どもの一時保護機能を担うこととし、子どもの安全・安心の確保を図る。

分室は、児童福祉司、児童心理司による子どもへの十分かつ丁寧なアセスメント及びケースワークの実施、緊急時の応援体制の確保等のため、（仮称）総合子どもセンターの近接地域に設置することを基本とする。

2 整備にあたっての主な視点

分室は、虐待、放任等の理由によりその子どもを家庭から一時的に分離する必要がある場合や、子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼし若しくはそのおそれがある場合、また、適切かつ具体的な援助方針を定めるために、十分な行動観察、生活指導等を行う必要がある場合等に子どもを一時保護する施設である。

分室では、国が公表した「一時保護ガイドライン」の内容を踏まえ、できるだけ家庭的な環境の中で子どもの権利が尊重され安心して生活できるような体制を確保した上で、一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な支援を実施できるよう、施設、設備の整備を図る。

- 居室及び共有部分にできる限り自然光を入れ、明るく居心地の良い空間を確保する。
- 子どもの年齢等に配慮しつつ居室は個室を基本とする。
- 居室周辺には子どもたちが自由にくつろげるラウンジ等のスペースを確保する。
- 学齡児における浴室・洗面・居室等の生活の場は男女を明確に区分する。
- 学習、軽運動等ができる日中活動の場（学習室、多目的室、遊戯室等）を確保する。
- 生活のリズムをつくりやすいよう、居室等の生活の場と日中活動の場を区分する。
- 子どもたちの行動を見守ることができるよう事務室を配置する。
- 面接室、個別対応室、医務室等子どもの状況に応じた支援を行えるスペースについては、集団生活の場と動線を隔離する。

3 検討中の施設概要

（1）構造

鉄筋コンクリート造 地上 4 階建

（2）入所定員

12 名（男児 5 名、女児 5 名、幼児 2 名）

※東京都における一時保護の一日の最大児童数実績を踏まえ設定

(3) 特徴

- ① 施設中央に、自然光と通風のための中庭をとることで、子どもの居住環境を明るく快適なものとすると同時に、周辺環境に対する子どもの音声にも配慮した。
- ② 生活の場、日中活動の場、その他管理区域について、動線等を適切に区分するため、4階建てとし、フロアを分離した。
- ③ 学齢児の生活フロアは男女別とし、ラウンジ等に使用できる自由な空間を確保した。
- ④ 日中活動フロアには学習室、多目的室、遊戯室、食堂等を配置した。
- ⑤ 管理区域フロアには、面接室、集団生活が難しい場合の個別対応個室、医務室等を配置した。
- ⑥ 各階に事務室を配置するとともに、各事務室が中庭を介して子どもの見守りができるように配慮した。

(4) 延床面積

1,000 m²程度

(5) 職員体制

入所児童への適切な支援や 24 時間ローテーション勤務による施設運営をする必要があるため、児童指導員・保育士等 16 名程度の職員体制を確保する。

4 今後の検討スケジュール

次のとおり検討を進める。なお、今後、特別区としての検討や、国、東京都との協議の進捗に合わせて内容の調整を図る。

2018 年度

- ◇ (仮称) 総合子どもセンター分室整備基本計画策定・近隣住民等への説明
- ◇ 一時保護所の相互利用等広域調整の検討
- ◇ 専門職の計画的配置・採用・育成、児童相談所等への派遣研修継続
- ◇ 社会的養護（児童養護施設・里親等）の考え方と広域調整の検討
- ◇ 児童相談所設置市事務実施体制の検討・整理
- ◇ 国・東京都との協議

2019・2020 年度

- ◇ (仮称) 総合子どもセンター分室設計・工事
- ◇ 児童相談所設置市の政令指定手続き、条例等例規整備
- ◇ 児童相談所業務・ケースの引継、児童相談所設置市事務の引継

2021 年度

- ◇ (仮称) 総合子どもセンター 開所
(児童相談所機能含む)